

重度身体障害者

郵便による

不在者投票ができます

うこう・直腸の障害の程度が1級、若しくは3級と記載されている者。

◎両下肢等の障害が、右の程度に該当することについて県知事が証明した者。

■戦傷病者手帳の交付を受けている方で、次に該当する者。

◎両下肢・体幹の障害の程度が、特別項症から第2項症までの者と記載されている者。

◎心臓・じん臓・呼吸器の障害の程度が、特別項症から第3項症までの者と記載されている者。

◎両下肢等の障害が、右の程度に該当することについて県知事が証明した者。

◎両下肢等の障害が、右の程度に該当することについて県知事が証明した者。

体には重い障害があつて、投票所に向けない方、郵便投票による不在者投票制度があるのをご存知ですか。

この制度は、身体に重度の障害があり、歩行が困難なため投票所に行くことができない方の選挙権を保障するため、特に、自宅など現にいる場所で投票用紙に記載をし、郵送する方法で、次の方が対象となります。

■身体障害者手帳の交付を受けている方で、次に該当する者。

◎両下肢・体幹・移動機能の障害の程度が1級、若しくは2級と記載されている者。

「はたち」の記念は献血で

◎心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・膀胱・腎臓の障害の程度が1級、若しくは2級と記載されている者。

なお、詳しくは町選挙管理委員会（内線59）へお尋ね下さい。

家の窓辺

手入れの行き届いた庭や窓辺の花などは、疲れた私たちの心を癒してくれるとともに、とかく暗いイメージになりがちな老人世帯に色どりを添えてくれます。今月から、季節の花・植木の管理方法について、解りやすくアドバイスします。

冬の植木管理

11月から3月ごろにかけて行なわなければならぬ家庭での植木の管理について、作業種別を説明いたします。

剪定

落葉樹と針葉樹の剪定の適期です。しかし、1月から2月上旬の厳寒期はやや不適期とされており、普通、お正月を迎えるため、11月・12月に庭木の手入れを行なう場合が多いと思えますが、樹種によって年内に行なう方がよいものと、逆に2月下旬から3月頃がよいものがあります。年内に剪定を行ないたいものは、木の活動が早くから始まるので、カエデ（モミジ）の仲間、ウメ、ブドウ、シナサワグルミなどです。これらの仲間が1月下旬になると外見上はわかりませんが、内部で活動が始まり、2月上旬のまだ寒さの厳しい頃枝を切ると、切口から樹液がでて樹勢を弱める原因となります。

春先の頃がよいものは、サルスベリ、ザクロ、カキ、ムクゲなどで割合芽出ちの遅い仲間です。また、ナツツバキ、ネムノキなど、切口から枯れ込むものはかえって芽吹き直前の方がよいでしょう。

太い枝を切った場合は、理想的には、ナイフで切口をきれいに切り直すと切口の癒合が早くなります。また割合簡単にできることですが、切口に塗布剤を塗ることです。塗布剤は専門の「トップジンペースト」などが市販されており、家庭に普通おいてある木工用ボンド、水性ペイントなどでも十分代用できます。

剪定の道具は鋸・剪定鋏、木鋏・はしごなどですが、高所の場合は、最近が高切鋏の使い易いものがありますので、危険であると思つたら理想的に切れなくとも利用した方がよいでしょう。

◎木の「うる」の手入れ
太い枝を切った跡や、日焼けなどで幹の一部が枯れこんで、「うろ」になっている木を見かけることがあります。このような木をそのままにしておくのだんだん大きくなって、木のためによくありません。「うる」の中の腐った木くずなどをきれいに取除いて、セメントをつけて下さい。

◎マツのみみ上げ
剪定の一つと考えてよく、伸びすぎた枝や、前年の葉をむしりとする作業です。まだ済んでない場合は、なるべく早く行なってください。



病虫害防除

冬の間には石灰硫黄合剤、またはマシン油乳剤の30倍液を散布してください。カイガラムシやアブラムシなどの防除になります。なお、これらの農薬は混合できません。また、両方散布する場合は、その間を1ヶ月位おいてください。
(指導 千葉県花植木センター)